公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３０８号
埼玉県朝霞市溝沼１丁目４番20号　サンハイツ朝霞101
債務者　千葉　一祐
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
兵庫県西宮市樋之池町６番９―302号、前住所兵庫県西宮市樋之池町20番５号
債務者　松園　陽一
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５７号
北九州市門司区風師３丁目12番10号
債務者　大谷　智孝
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５０号
北九州市門司区吉志新町２丁目12番７号
債務者　木村　正雄
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７３号
北九州市小倉北区片野３丁目１番10―604号
債務者　吉原　輝夫
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６３５号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目５番５―202号
債務者　鎌田　明子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
群馬県富岡市七日市343番地５
債務者　相川　高峰
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉崎　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８３号
熊本県八代市鏡町貝洲815番地
債務者　中田　雄次
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１０９８号
名古屋市名東区朝日が丘38番地の１　アールズコート朝日が丘202号
債務者　杉野　明彦
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　棚橋　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３６号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番315―405号
債務者　富永　成坂
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　あや
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４９号
大阪府藤井寺市野中１丁目57番地の１
債務者　池田　浩
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６５１号
大阪市西区江之子島１丁目９番２―901号
債務者　宮本　弘一
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　あや
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
熊本県山鹿市蒲生1644番地、住民票上の住所熊本県山鹿市中央通301番地
債務者　春木　勝太
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地2132番地９
債務者　金子　努
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　邦広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７８３号
埼玉県川口市戸塚東１丁目21番24号　プラザドゥパルム210号
債務者　浅香　昌之
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７８７号
さいたま市桜区大字白鍬97番地　井上コーポ202
債務者　川部　龍男
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係